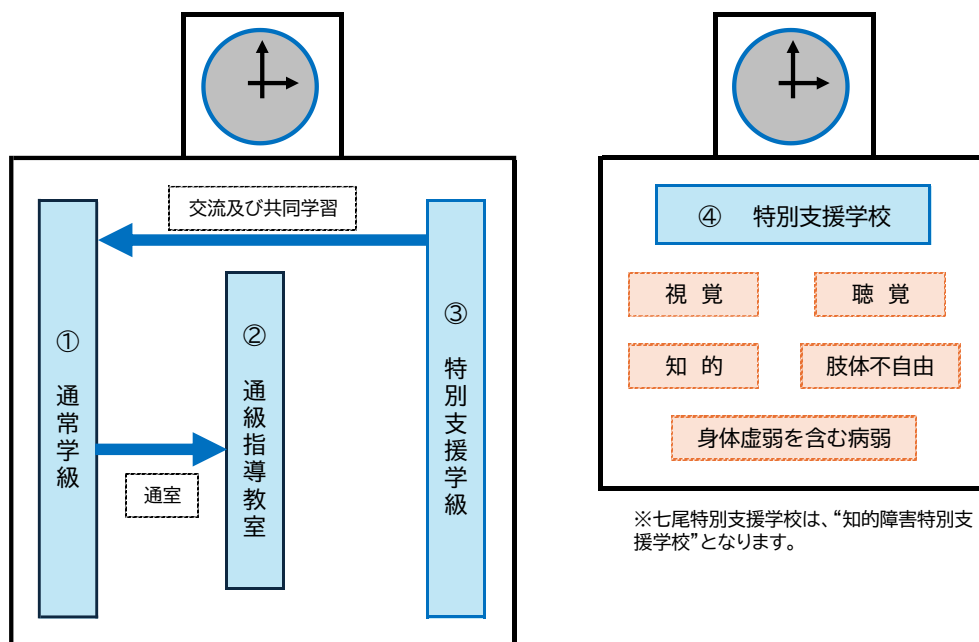


2. 特別支援教育体制について

小中学校には、下記のような学びの場があります。お子さまの学びの場について変更を希望する場合は、巡回就学相談に参加し、教育支援委員会で審議を受けることになります。

小中学校における“学びの場”



学校等種別	① 通常学級	② 通級指導教室	③ 特別支援学級	④ 特別支援学校
対象	各年の4月2日生～翌年の4月1日生	対人関係の困難さ、言語障害、学習障害等で個別の指導が必要な子ども(通常学級に在籍)	軽度の知的障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子ども	視覚・聴覚・知的・肢体不自由・身体虚弱を含む病弱等の障害がある(障害の程度が比較的重い)子ども
学校等の人数	1クラス: 35人以下	個別の指導	1クラス: 8人まで	1クラス: 6人まで
学習方法等	担任からの一斉指示による授業	週に1～2時間通室して、困りごとや課題に合わせた支援・指導	個別の指導計画に基づいた指導・支援	子どもの状態に応じた個別指導及び支援
特徴等	必要に応じて、授業の補助を行う支援員が学級に配置されることがある。	得意な部分を活かして苦手なところを補う具体的な方法を学ぶことで、学習上又は生活上の困難を和らげる。 ※ 勉強の遅れを補充する場所ではありません。	特別支援学級に在籍しながら、通常学級に移動して同学年の児童生徒と交流及び共同学習を行う。	施設設備が充実しており、専門知識を有する教員が配置され、手厚い支援を受けることができる。
学校等	市内の全小中学校	市内の全小中学校	市内の全小中学校 ※ 学校により学級種別は異なります。	七尾特別支援学校(知的)

※特別支援学級および通級指導教室は、継続するかどうかを毎年確認します。小学校入学後に就学先の変更(通常学級⇄特別支援学級)を希望する場合は、毎年8月までに学校に相談ください。
※年度途中で就学先の変更はできません。

特別支援学校

- 障害の程度が比較的重い子どもを対象として、小学校・中学校・高等学校に合わせた教育を受けることに加えて、学習または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校です。
- 視覚・聴覚・知的・肢体不自由・身体虚弱を含む病弱等の障害がある児童生徒が対象です。
- 1クラス6人までの人数で児童生徒の状態に応じた個別指導及び支援が可能です。
- 施設設備が充実しており、特別支援教育の専門知識を有する教員が配置され、手厚い支援を受けることができます。

特別支援学級

- 軽度の知的障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子どもが対象となります。定員8人で、個別の指導計画に基づいた指導・支援を受けることができます。
- 児童生徒本人が児童生徒自身の特性を理解すること、得意な部分を活かして苦手なところを補う具体的な方法を学ぶことで、学習上または生活上の困難を和らげることが目的です。

※交流及び共同学習※

特別支援学級に在籍しながら、同学年の児童生徒と相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むこと、教科等の狙いを達成するために通常学級に移動して授業を受けます。

どの教科を特別支援学級で学び、どの教科を交流及び共同学習の時間とするか等は学校から提案され、保護者同意のもと決定されます。

※特別支援学級の教育課程※

特別支援学級では教科を合わせた指導を行っています。知的障害特別支援学級では、その教育課程に準じて生活単元学習を設定する場合があります。また、特別支援学級では、一人一人のニーズに応じた自立活動の時間が必ず設定されます。

通級指導教室

- 通常学級に在籍する子どもが、対人関係の困難さ・言語障害・学習障害等、1人1人のニーズや特性に合った個別指導を受ける教室です。
- 週に1～2時間通室し、困りごとや課題に合わせた支援・指導を受けることができます。
例：読み書きの困難さ、コミュニケーションの困難さ など
- 通級指導教室は、勉強の遅れを補充する場所ではありません。

その他の配慮【特別支援教育支援員】

- 学級での授業の補助を行う支援員のことを指します。
- 認定こども園とは異なり、子ども1人に支援員が配置される訳ではなく、必要に応じて学級に配置されます。